

尼崎市立園田南小学校 いじめ防止基本方針

(令和6年 4月1日改定)

1 (目的)

いじめ防止等(いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参酌し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 (基本理念)

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 (定義)

この方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 (理解)

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5 (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

6 (学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所(尼崎子ども家庭センター)その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

7 (学校におけるいじめの防止)

学校では、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○具体的対策

(1) 道徳教育の年間指導計画の作成

- ①全ての教科において、横断的な年間計画を作成し取り組んでいく。
- ②各学年等の発達段階に応じて、道徳目標を設定し取り組んでいく。
- ③各学年の発達に応じた系統的な計画を作成し取り組んでいく。

(2) 特別活動の充実

- ①児童の自主的な委員会活動の計画・推進。
- ②ファミリー学級（縦割り活動）での交流活動の実施。（ファミリー清掃、ファミリー遊びなど）
- ③児童会役員を中心とした児童会活動の実施。（1年生を迎える会、6年生を送る会など）

学校では、いじめを防止するため、在籍する児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって在籍する児童が自主的に行うものに対する支援、在籍する児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

○具体的対策

(1) 保護者、地域住民、その他の関係者との連携についての取組

- ①健全育成協議会の取組
- ②オープンスクールの実施。
- ③生徒指導部会での情報交換と連携。
- ④地域協議会（スポーツクラブ21、さわやかあいさつの会、南園田の会など）との情報交換と連携。

(2) 児童の自主的活動への支援

- ①児童会活動の推進・支援。
- ②クラブ活動の推進・支援。
- ③行事（体育大会・音楽会・図工展・校外学習・自然学校・修学旅行等）への取組の推進・支援。

(3) 啓発活動

- ①人権講演会の開催。
- ②ホームページ・学校便り・学年便り等を活用した取組。
- ③PTAの啓発誌の発行。

8 (いじめの早期発見のための措置)

学校は、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

○具体的対策

- ①「学校生活アンケート」を作成し実態の把握に努める。
- ②朝の挨拶運動等での児童観察。
- ③学級懇談会及び個人懇談会での保護者との情報交換。

学校は、児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

○具体的対策

- ①定期懇談会（每学期1回）の実施。
- ②学校生活アンケート（每学期1回）の実施。
- ③個人懇談会の実施。（年1回）

学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

9 (教職員の資質の向上)

学校は、教職員に対し、いじめの防止のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

○具体的対策

- ①定期的（年1回）な研修を行う。
- ②教職員は長期休業中の自主研修に参加する。
- ③SCを講師とした研修を行う。

10 (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

学校は、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

○具体的対策

- ①総合的な学習の時間、社会科の学習における取組。
- ②道徳の学習における情報モラル授業の実施。
- ③警察（サイバー犯罪課）との連携。
- ④外部講師の招聘。

11 (いじめ防止等のための組織)

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。

○具体的対策

- ・いじめ防止対策委員会の編成（校長・教頭・生徒指導担当・不登校担当・養護教諭・SC・学年主任・SSW・こども総合相談担当・保健士等が加わる。）

1 2 (いじめに対する措置)

学校の教職員は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

学校は、児童や保護者・地域等から通報を受けたとき、その他在籍している児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

上記各項における具体的取組については、以下に記載する通りである。

- ①連絡・相談経路や窓口（教育相談、外部との連携、定期的アンケート、TEL、等）
- ②教育委員会との連携・報告（いじめ認知報告、生指協議会、福祉事務所、等）
- ③教職員の指導体制（報告・連絡・相談の組織づくり、適切な懲戒、SCやSSWとの連携、保護者への説明・懇談の方法、支援や助言の方法、等）
- ④いじめられた児童やいじめた児童への指導体制（別室指導体制、学習支援方法、柔軟なクラス編成、施設・環境整備、等）
- ⑤保護者対応（事案の詳細な調査と報告、客観的事実の報告、丁寧な支援・指導・助言の提案と協力要請、等）
- ⑥関係機関との連携（事案の実態に沿った関係機関との連携、警察、福祉、病院、等）

1 3 (重大事態への対処)

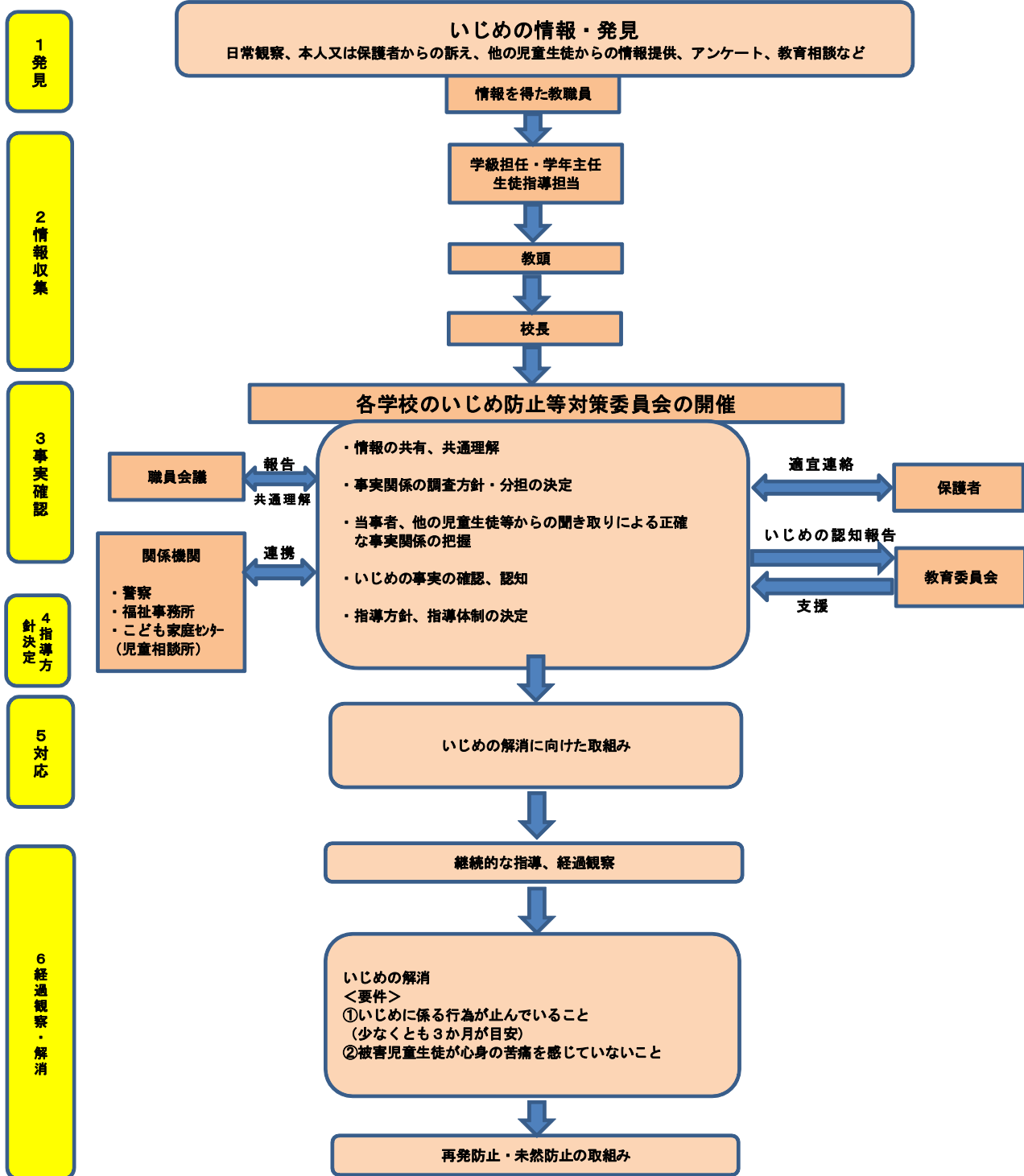
学校は、次に掲げる場合には、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、その事態（以下「重大事態」という。）に適切に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一 いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 4 (学校評価における留意事項)

学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

学校におけるいじめ事案対応の基本的な流れ



※ 上記の例は、対応の基本的な流れを示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。